

奄美・沖縄世界自然遺産の登録を契機とした アドベンチャーツーリズムを活用した地域創生

岩浅 有記

大正大学 地域構想研究所 准教授

(要旨) 2021年7月に奄美・沖縄が我が国5箇所目となる世界自然遺産に登録された。自然保護と観光を両立させるべく、持続可能で高付加価値なアドベンチャーツーリズムの社会実装が沖縄のやんばる地域で行われている。アドベンチャーツーリズムは既存の産業をシナジーにより高付加価値化させ、地域創生を実現する新たなイノベーション産業となる可能性を秘めている。

キーワード：世界自然遺産、アドベンチャーツーリズム、自然保護と観光の両立、自然活用

1. はじめに

2021年7月26日、第44回世界遺産委員会において「奄美大島、徳之島、沖縄島北部（やんばる）及び西表島」が世界自然遺産に登録された。2003年に国内の世界自然遺産候補地として選定されてから実に18年もの歳月を要した。国内の世界自然遺産登録地は、他に知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島があり、今回の登録で5件目となる。

私は、2018年7月から2021年3月まで環境省沖縄奄美自然環境事務所の担当官として今回の世界自然遺産登録の作業や、後述する希少な動植物の密猟・密輸対策や世界自然遺産推進共同企業体の設立に関わった。現在は、特に高付加価値で持続可能な自然体験ツーリズムであるアドベンチャーツーリズムの地域への実装に携わっている。

当時を振り返ると、世界自然遺産登録後の地域における取組の自走化を見据えて、行政主導ではない民間主導・官サポートの推進組織をどのように構築するか、また、世界自然遺産登録に伴い観光客数の増加が見込まれる中で、世界自然遺産の保護と観光をどのように両立させるのか、そのための仕組み作りや概念はどうあるべきかを模索していた。その中で生まれた新たな仕組みが上記の世界自然遺産推

進共同企業体であり、その中で出会ったのがアドベンチャーツーリズムの概念である。

本稿では、今回の奄美・沖縄の世界自然遺産の登録や世界自然遺産推進共同企業体設立の経緯を整理し、自然を守りながら地域創生にもつながるアドベンチャーツーリズムの概念に触れつつ、自然保護と観光の新しい関係性の構築の方向性について論じたい。

2. 奄美・沖縄世界自然遺産の登録と世界自然遺産推進共同企業体の設立

(1) 世界自然遺産の目的、登録とその条件

世界遺産とは、顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value) を有し、将来にわたり保全すべき遺産としてユネスコの世界遺産委員会が認め、世界遺産一覧表に記載されたものをいい、世界遺産には「自然遺産」と「文化遺産」、その両方の価値を兼ね備えている「複合遺産」がある。あくまで人類全体のための世界の遺産として将来にわたり損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが目的であり、地域から世界遺産に期待する声として度々聞かれる観光振興や地域振興を目的とはしていない。

世界遺産の登録の条件は大きく二つある。一つ目

は世界遺産として、顕著で普遍的な価値を有すること、二つ目はその価値が将来にわたって守られることである（表1）。

表1 世界遺産の登録の条件（環境省資料を基に作成）

- ①世界遺産として、顕著で普遍的な価値を有すること
 - 世界遺産条約に基づく「クライテリア（登録基準）」を一つ以上満たしていること
 - (vii)自然景観 (viii)地形・地質 (ix)生態系 (x)生物多様性
 - 既登録の類似の世界遺産等と比較して、
 - ・評価される価値の独自性が明らかであること（唯一無二の価値を持つこと）
 - ・**同じ価値（理由）での登録は一箇所のみ**
 - ・十分な規模と必要な要素を持っていること
- ②その価値が将来にわたって守られること
 - 法的措置等により、評価される価値の国による保護・保全が十分に担保されていること
 - ・国立公園、自然環境保全地域等による保護・保全が必要

2021年7月現在、世界遺産は文化遺産897件、自然遺産218件、複合遺産39件を含む1,154件に上り、そのうち日本からは文化遺産20件、自然遺産5件の世界遺産が登録されている。我が国は1992年に世界遺産条約を締結し、翌年の1993年に屋久島と白神山地が世界自然遺産として登録された。その後、2005年に知床が、2011年に小笠原が、そして2021年7月に奄美・沖縄が5箇所目の世界自然遺産として登録された（表2）。

遺産登録後、自然災害、武力紛争、人為災害、気候変動などの地球環境問題などで遺産が深刻な危機にさらされ緊急の救済措置が必要とされた場合、危機遺産リストに登録される。例えば、ダーウィンの

の進化論で有名なガラパゴス諸島は1978年に自然遺産に登録されたが、2007年に外来種、観光客と移住者の増加などの理由から危機遺産リストに登録された（しかし、改善措置が講じられ、2010年に同リストからは解除）。危機遺産リストに登録後、何の保全管理措置も講じられず、危機状況の改善の見込みがない場合には、「世界遺産リスト」そのものから抹消、削除されることになる。

(2) 奄美・沖縄世界自然遺産の登録の経緯

奄美・沖縄世界自然遺産の登録までの主な動きを表3にまとめた。

表3 奄美・沖縄世界自然遺産登録までの主な動き

2003年(平成15)	琉球諸島を世界自然遺産候補地として選定
2009年(平成21)	やんばる(安田、安波)国指定鳥獣保護区の指定
2013年(平成25)	奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の4地域に候補地を絞り込む
2016年(平成28)	「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」でユネスコ世界遺産センターへ暫定リスト提出 西表石垣国立公園の公園区域の拡張 やんばる国立公園の指定
2017年(平成29)	「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を世界自然遺産に推薦 奄美群島国立公園の指定
2018年(平成30)	国際自然保護連合(IUCN)による登録延期の勧告、推薦の取り下げ
2019年(平成31/令和元年)	「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を世界自然遺産に再推薦
2021年(令和3年)	国際自然保護連合(IUCN)による登録適当の勧告、世界自然遺産登録が決定

※環境省資料等を基に作成

表2 日本の世界自然遺産



2003年5月に環境省と林野庁が共同で設置した「世界自然遺産候補地に関する検討会」において「琉球諸島」が「知床」と「小笠原諸島」とともに世界自然遺産候補地として選定された。「琉球諸島」は、2013年1月の時点では推薦地域を選定していなかったが、ユネスコから推薦地域について照会があり、同年12月に奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の4島を選定し、2016年2月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」でユネスコ世界遺産センターへ暫定リストを提出した。

2017年2月に日本政府は「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を世界自然遺産に推薦したが、2018年5月に国際自然保護連合（IUCN）の評価結果がユネスコから通知された。推薦地の連続性の視点で沖縄島の北部訓練場返還地が推薦地に含まれていないことや、小規模な分断区域が点在していることなどが指摘され、改善を求めて登録延期が勧告された。

このため、日本政府は同件の推薦を取り下げ、北部訓練場返還地のやんばる国立公園への編入や分断区域の解消など IUCN による延期勧告への対応を行い、2019年2月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を世界自然遺産に再推薦した。

その後、世界遺産の登録が審議される世界遺産委員会が新型コロナにより延期を余儀なくされたが、2021年5月に IUCN の評価結果がユネスコから通知され、登録基準（x）生物多様性に合致することが認められ、世界遺産一覧表への「記載」が適当と勧告した。そして、同年7月26日に世界自然遺産登録が決定した。なお、遺産地域の基本情報や科学的な特徴については誌面の都合もあり触れないが、2019年2月に再提出した推薦書に詳しくまとめられているので参照いただきたい。

（3）奄美・沖縄世界自然遺産の登録の障壁

2003年に世界自然遺産候補地として、「知床」、「小笠原諸島」、「琉球諸島」が選定され、北から順に「知床」が2005年、「小笠原諸島」が2011年に登録されたのに対し、今回の奄美・沖縄は選定から18年、小笠原諸島の登録からさらに10年もの時間を要した。これは「知床」と「小笠原諸島」は選定時、既に国立公園に指定されていたが、奄美・沖縄は、西表島は

国立公園に指定されていたものの、奄美大島、徳之島、沖縄島北部（やんばる地域）は国立公園の指定がされておらず、保護担保措置が無かったことが登録の大きな障壁であった。このため、沖縄島北部では2009年の国指定鳥獣保護区の指定を経て2016年にやんばる国立公園を、2017年には奄美大島と徳之島を含む奄美群島国立公園を指定した。

もう一つの遺産登録の障壁は外来種であった。例えば、沖縄島には適切な飼養がなされず野生化したノネコやハブ退治を目的として人の手によって持ち込まれたマングースの捕食により、ヤンバルクイナなどの希少種の個体数が激減していた。具体的には遺産候補地として選定された二年後の2005年のヤンバルクイナの推定生息個体数は500羽と、調査以来最も少なく、2006年のシミュレーションでは15年後の2021年には絶滅するとの結果が出た。このため、官民が連携しノネコの捕獲・譲渡、適正飼養、マングースの防除などの取組が行われ、現在ヤンバルクイナは1,500羽程度にまで回復している。

（4）奄美・沖縄世界自然遺産の課題

2021年5月の IUCN からの評価結果において次の4項目について対応を要請され、2022年12月1日までにこれらの対応策について報告することとされた。

a) 観光管理の徹底

特に西表島について、観光客の収容能力と影響に関する評価が実施され、観光管理計画に統合されるまでは、観光客の上限を設けるか、減少させるための措置を要請する。

b) 希少種の交通事故対策

希少種（特にアマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナ）の交通事故死を減少させるための交通管理の取組の効果を検証し、必要な場合には強化するよう要請する。

c) 包括的な河川再生戦略の策定

可能な場合には、自然再生のアプローチを採用するための包括的な河川再生戦略を策定するよう要請する。

d) 緩衝地帯における森林伐採の適切な管理

緩衝地帯における森林伐採について適切に管理するとともに、あらゆる伐採を厳に緩衝地帯の中に

と定めるよう要請する。

これらに加えて、これまでも官民一体で取り組んできた傷病個体の救護、密猟密輸対策、外来種対策、遺産地域の包括的なモニタリングの実施などの課題にも引き続き対応していく必要がある。

(5) 世界自然遺産推進共同企業体(沖縄側)及び世界自然遺産推進共同体(奄美側)設立の経緯

世界自然遺産推進共同企業体(沖縄側)及び世界自然遺産推進共同体(奄美側)設立までの主な動きを表4にまとめた。

表4 世界自然遺産推進共同企業体(沖縄側)／世界自然遺産推進共同体(奄美側)設立までの主な動き

2018年5月	国際自然保護連合(IUCN)による奄美・沖縄世界自然遺産登録の延期の勧告
2018年12月	国指定天然記念物/国内希少種「リュウキュウヤマガメ」60頭が沖縄から違法に持ち出され、香港に密輸され摘発
2019年1月	沖縄において環境省が「密猟・密輸対策連絡会議」を設置、開催
2019年2月	「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を世界自然遺産に再推薦
2019年3月	鹿児島において環境省が「密猟・密輸対策連絡会議」を設置、開催
2019年5月	沖縄において世界自然遺産推進共同企業体設立
2019年8月	奄美において世界自然遺産推進共同体設立

※世界自然遺産推進共同企業体及び環境省資料等を基に作成

設立の契機となった出来事は2つあった。それは上述した2018年5月の世界自然遺産の登録延期と、同年12月のリュウキュウヤマガメの密輸である。元々、各社個別での世界遺産登録推進のための取組は行われていたが、地元企業連携による相乗効果を発揮したいという思いと、希少種の密猟・密輸に関しては密猟にレンタカーが利用され、持ち出しには郵便や航空便が使われているという背景から、本業を通じた密猟・密輸対策を行うことで自然保護や世界遺産の登録に貢献したいという思いであった。このような企業の危機感と当事者意識から、2019年の5月に沖縄において世界自然遺産推進共同企業体が、同年8月に奄美において世界自然遺産推進共同体が設立された。

例えば、沖縄における世界自然遺産推進共同企業体は、2022年1月現在、日本トランスオーシャン航空株式会社、日本郵便株式会社沖縄支社、株式会社

NTT ドコモ、NPO 法人どうぶつたちの病院沖縄及び一般財団法人沖縄美ら島財団の5者が事務局となり、全49社に加えて国、沖縄県、関係1町3村の行政及び琉球大学が後援し、民間企業・団体を中心とした産学官の組織となっている。

(6) 世界自然遺産推進共同企業体(沖縄側)及び世界自然遺産推進共同体(奄美側)の概要

世界自然遺産推進共同企業体(沖縄側)及び世界自然遺産推進共同体(奄美側)は、世界自然遺産を盛り上げるための企業体であり、普及活動や希少種および自然環境の保護、密猟・密輸などさまざまな課題の解決や、調査研究や行政への協力に対して、参加企業が最大限の協力をする。希少種および自然環境の活用を通じた地域貢献・地域振興にも取り組み、2020年夏の世界自然遺産登録をはじめ、環境保全と地域振興の循環モデルの確立を目指すこととされた。企業体理念は、自然や文化の価値を守るため、地域社会とともに前進すること、企業体活動を通じて新たな社会的価値を創造し、発信すること、普遍的価値を次世代に継承する責任を自覚し、持続可能な社会づくりを推進すること、の3点である。

また、世界自然遺産推進共同企業体(沖縄側)及び世界自然遺産推進共同体(奄美側)で取り組んでいる主な活動内容は、以下の7点である。

- ①希少種および自然環境の保護
- ②世界自然遺産に関する普及活動、調査・研究など
- ③密猟・密輸防止対策
- ④行政への協力
- ⑤希少種および自然環境の活用を通じた地域貢献・地域振興
- ⑥SDGsの推進による社会の持続的発展への貢献
- ⑦その他共同企業体の目的達成のために必要な活動

設立後の主な取組を表5にまとめた。普及啓発の取組だけではなく、本業を通じた取組である密輸対策のための研修会や手荷物検査の強化等、その他外来種の駆除やビーチクリーンなど人海戦術による現場での保護活動なども継続的に行なっている。これらの取組は誰かに言われたからではなく、危機意識と当事者意識により自発的に企業のリソースの

表5 世界自然遺産推進共同企業体(沖縄側)／世界自然遺産推進共同体(奄美側)設立後の主な取組

2019年5月	沖縄において世界自然遺産推進共同企業体設立(加盟企業45社)
2019年7月	環境省、沖縄県及び鹿児島県主催密猟・密輸防止による希少種識別研修会 (NTTドコモの希少種識別アプリ提供)
2019年8月	奄美において世界自然遺産推進共同体設立(加盟企業62社) 沖縄県主催世界自然遺産号プロジェクト図画コンクール県知事賞作品のラッピング協力 (JTA、RAC 機、日本郵便トラック、船舶、モノレール、路線バス等) 世界自然遺産登録推進協同企業体(JTA)から竹富町への人材派遣協力
2019年8月～	沖縄県主催環境教育に伴う遊覧飛行協力
2019年9月～	沖縄・鹿児島側企業体によるビーチクリーン
2019年11月	ヤンバルクイナ繁殖施設ほか見学会(企業体主催、環境省協力)
2020年1月	沖縄県主催「沖縄ナイト」啓発ブース出展協力 世界自然遺産登録候補地域内にある郵便局へロードキル対策の幟を設置(日本郵便沖縄支社主催)
2021年3月	国頭郵便局、西表島郵便局に壁画制作(日本郵便沖縄支社主催)
2021年7月	沖縄県主催「世界自然遺産登録視聴会」への協力(JTA 格納庫、NTTドコモ5G 技術提供) 世界自然遺産登録記念 RBCi ラジオ特別番組への出演協力(沖縄県知事、JTA 青木社長、どうぶつたちの病院沖縄 長嶺理事長)
2021年10月	入域マナー啓発 Wi-Fi(NTTドコモ主催)
2021年11月	沖縄県主催世界自然遺産登録記念式典での感謝状贈呈 ※世界自然遺産推進共同企業体資料等を基に作成

持ち出しで行われていることは特筆すべきことである。遺産登録以降は地域の多様な主体の参画と協働による遺産の保護管理が重要であり、人口減少や無居住化が進む遺産地域において企業による保護管理は大きな推進力となる。

もう一点特筆すべき点は、あくまで民間の企業や組織が自らの意思で主体的に取り組むという民主導の組織であるということ、更に企業経営の視点からは短期の利益回収ではなく、中長期の企業の持続可能性を視野に入れているということである。本企業体は地元の企業を中心に構成されており、地元企業は地域と運命共同体であり、地元企業として地域の自然、文化、社会への責任を果たしたいという強い意思がある。今回の世界自然遺産の登録を機に地域の自然保護に直接コミットしていくと宣言したことは、昨今の世界的な「生物多様性保全と企業の果たすべき役割」の議論を先取りした具体的な行動とも言える。さらに、本企業体は行政や琉球大学の

後援を受けている。官や学の意義も大きい活動であり、地域発でこれほどの規模で活動が行われている民官一体となった自然保護の企業体は日本初ではないかと思われる。

このような民官一体となった仕組みづくりと取組が進む中で、特に世界遺産登録後の課題として指摘されていたのがオーバーツーリズムの問題である。これは上述した奄美・沖縄世界自然遺産の課題でも挙げたが、2021年5月の IUCN からの評価結果においても第一に観光管理の徹底が要請された。

例えば、コロナ前の2019年の沖縄県への入域観光客数は1,016万人(沖縄県調査)と7年連続で過去最高を更新、暦年で初の1,000万人台を記録した。また同年の沖縄・那覇港のクルーズ船寄港回数は260回(国土交通省調査)であり、6年連続の増加で初の日本一の回数となっていた。筆者自身も那覇に住んでいたのによく覚えているが、慢性的な大渋滞、国際通りをはじめ観光地は常にどこも超満員の状態であり、地域のインフラ面からも明らかにキャパシティオーバーであった。このまま世界遺産に登録された場合、オーバーツーリズムによる自然環境への悪影響を強く危惧していた。観光客が多すぎると自然が壊れ、観光客を減らそうとすると人口減少で疲弊する地域の経済効果が減るジレンマをどうやって解消するか。ちょうどその時に出会った概念がアドベンチャーツーリズムである。

3. 地域創生のツールとしてのアドベンチャーツーリズム

(1) アドベンチャーツーリズムとは何か

アドベンチャーツーリズム(AT)とは、Adventure Travel and Trade Association(ATTA)の定義では、「自然とのふれあい」「フィジカルなアクティビティ」「文化交流」の3要素のうち、2つ以上が主目的である旅行とされる。従来の旅行産業の概念にとどまらない地域の中小事業者と地域住民に、経済・社会的な観点でのサステナブルな効果を残せること、同時にこの効果が地域の自然や文化を保護・活性化することに貢献していることが重要な要素であるとされ、ATは、1960-70年代に、北米におけるアウトドアアクティビティ人気の高まりを受けて

アドベンチャーツーリズムの概念とは

狭義①) 自然・文化を守り、再生するために行うツーリズム

狭義②) 入域人数を減らし、一人当たりの単価を上げる、ガイド付きの高付加価値ツーリズム

広義) 地域の環境、社会、経済に対して持続可能で責任ある観光 (サステナブル&レスポンシブルツーリズム)

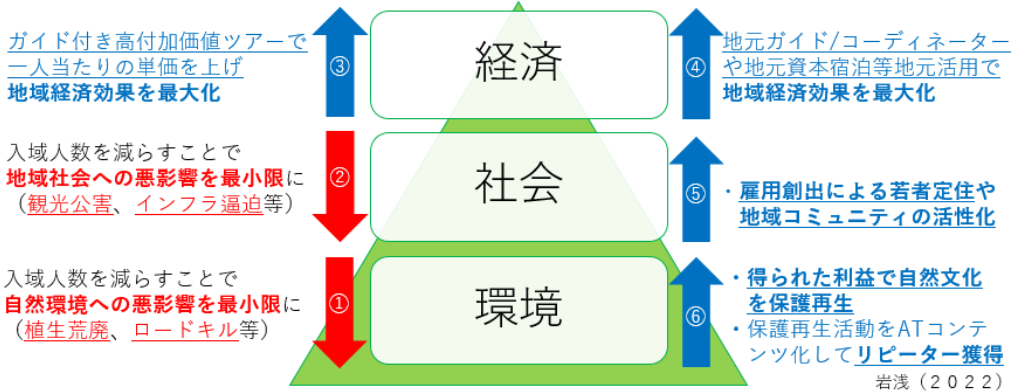


図1 アドベンチャーツーリズムの概

構成された中小アクティビティ事業者によるコミュニティが起源といわれる (ATTA)。

筆者がこれまでの自然環境行政やアドベンチャーツーリズムの社会実装の経験から考えた AT の概念を図1にまとめた (岩浅、2022)。

まず、狭義の1つ目として、ATとは自然・文化を守り、再生するために行うツーリズムであるということである。これは ATTA のシャノン・ストウウェル CEO が「自然を守るために AT をやる」と発言している (國谷・ATTA アジアアンバサダー私信) こととも符号するが、生業としての AT を継続するために自然を守るという経済的な視点ではなく、あくまで自然を守るための手段として AT を捉えている。

次に、狭義の2つ目として、ATは入域人数を減らし、一人当たりの単価を上げる、ガイド付きの高付加価値ツーリズムであるということである。ここは一つ目の狭義にある自然を守るためには自然地域への入域人数を減らすことが有効であるが、単に人数を減らすだけでは地域経済効果が減衰してしまう。このため、ATでは地域在住のガイド (AT コーディネーター、スルーガイドを含む) を雇用し、高付加価値なコンテンツを提供することで一人当たりの単価を上げることで環境と経済を両立させ、いわゆる環境と経済の好循環を目指す。例えば、図2のATTAの調査によると、1万ドルの消費を地域に生み出すために、マストゥリズム(クルーズ等)では100人の来訪者が必要だが、AT顧客は4人の来訪者で達成できるとされている。また、AT顧客は消費額の65%が

目的地で消費されるが、マストゥリズムではわずか14%となっている。そしてそこから導かれる雇用創出効果は、ATでは2.6人だが、マストゥリズムだとわずか1.5人とどまる。このように、ATの取組は受入れ地域における経済効果が高いと考えられている。

そして、広義では、ATは地域の環境、社会、経済に対して持続可能で責任あるツーリズムであり、サステナブルツーリズムやレスポンシブルツーリズムを包含したツーリズムであるとも言える。



図2 地域に1万ドルを生み出すために必要な観光客数 (出典: ATTA)

時系列の視点で AT を捉えると、①入域人数を減らすことで植生の荒廃やロードキル (希少種の交通事故死) などの自然環境への悪影響を最小化し、②入域人数を減らすことでいわゆる観光公害やイン

フラの逼迫などの地域社会への悪影響を最小化し、③ガイド付き高付加価値ツアーで一人当たりの単価を上げ、④地元ガイド／コーディネーターや地元資本宿泊等、地元を活用することで、地域経済効果を最大化し、⑤雇用創出による若者定住や地域コミュニティの活性化することで、地域社会効果を最大化し、⑥得られた利益で自然・文化を保護・再生しつつ、保護再生活動自体を AT コンテンツ化してリピーターを獲得することで、更なる人とお金の循環を生み出していくという好循環モデルを実現するという整理も可能である（岩浅、2022）。

(2) 日本における AT の捉え方

日本においては自然と文化は一体的不可分で連続的なものであり、自身の住んでいる地域とは異なる自然文化を体験することは AT における重要な要素と言える。例えば、今回世界遺産に登録された奄美地域においては、奄美群島国立公園のコンセプトとして、自然と共生してきた暮らしの中で培われた地域の伝統文化として「環境文化」を謳っている。また、沖縄において人と自然の関わりについて研究している当山も生きものと人との間に生み出された文化を「生物文化」と表現しており（当山、2015）、自然と文化を一体的に取り扱っている。

このため、日本においては「自然」「文化」「体験」のうち2つ以上が AT という国際的な定義よりは、ストレートに「自然文化」を「体験」することが AT であるとする方が馴染みやすい。

また、アドベンチャー (adventure) には、ロングマン現代英英辞典によれば、もちろん危険 (dangerous) の意味もあるが、非日常 (unusual) の意味も含まれる。このため AT は危険を伴うハードアドベンチャーだけではなく、非日常体験としてのソフトアドベンチャーも含まれることには留意する必要がある。ハード及びソフトに共通するキーワードは「ワクワク感」と、「Authentique (本物・正真正銘)」であると考えられる。AT は、エコツーリズムと共通する部分も多いが、強いて違いを言えば、エコツーリズムは「教育・学習、体験」の要素、プロダクトアウト (供給者側) の側面が強く、AT は、「自己変革と社会貢献の貢献」の要素、マーケットイン (ユーザー側) の側面が強い。また、AT は高単

価でオーダーメイドの要素が強く、ツアーコンテンツは真面目な要素もあるが、遊びや余白の時間も重要であると考えられる。

AT は日本のどこでも適用可能である。なぜなら、日本の「自然・文化」は欧米と大きく異なり、そこから育まれる豊かで多様な「水」「食」「地域」は更なる強みであるからである。地域に入るとよく耳にする「我が町には何もない」と言うのをまずはやめ、AT の観点から地域を捉え直したい。AT は20世紀に生じた「観光」と「環境保全・自然保護」の二項対立に終止符を打ち、両者を統合することで新たな好循環を生み出す地域のイノベーション産業となり得るポテンシャルの高い概念である。上述したように AT は地域の環境、社会、経済に対して持続可能で責任あるツーリズムでもあることから、地域創生の具体的な施策として今後さらに脚光を浴びるであろう。

(3) 沖縄における AT の取組

筆者が現在も AT の社会実装に取り組んでいる世界自然遺産・やんばる地域を含む沖縄における AT に関する主な取組を表6にまとめた。

コロナ前の2018年度の観光庁事業が沖縄における AT 社会実装の嚆矢となっている。具体的なモデル地域としては、これまで沖縄本島の金武町や国頭村等において AT の社会実装を進めている。

世界自然遺産・やんばる地域においては、今年度の観光庁事業として二件が事業採択され、AT のモデル実装を行なっている。「やんばる世界自然遺産を活用した SDGs 次世代教育ツアー企画ガイド育成事業」では、世界自然遺産・やんばる地域の自然環境を活用し、今までにない SDGs 教育ツアーを実施することにより、観光事業を起点に新たな有機的高付加価値産業化と地域活性化を推進し、観光客と地元の人との関わりを継続的に構築し、関係人口の創出を目指すこととしている。「希少な野生生物と力強く知恵深い先人達の“奇跡の森”国頭村・地域活性化事業」では、世界遺産登録により世界の注目が集まる国頭村において、深い自然と共に村の人々が育んだ歴史・文化と地域産業を、地域関係者ワークショップ、外国人有識者実踏・視察等観光を通じて、地域産品の高付加価値化、ツアー造成、体制構築を

表6 沖縄におけるアドベンチャーツーリズム(AT)に関する主な取組
※内閣府沖縄総合事務局及び沖縄観光コンベンションビューロー等の資料より作成

2018年4月～	-「欧米をターゲットとした広域周遊観光におけるサステイナブルツーリズムのための高付加価値商品開発調査事業」実施(平成30年度観光庁訪日外国人旅行者周遊促進事業)
2019年4月～	-「沖縄の自然フィールドを活用した高付加価値コンテンツ造成事業」実施(令和元年度内閣府沖縄総合事務局訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業)
2019年5月	-アドベンチャーコネクト in 沖縄(JTB 総研・JTB 沖縄共催・OCVB 後援)開催
2019年9月	-ATWS(ATTA 主催のアドベンチャーツーリズムの世界サミット)in スウェーデンへの参加
2019年12月	-沖縄本島北部地区における AT セミナーの開催(内閣府沖縄総合事務局主催)
2020年4月～	-「AT ガイド育成調査実証事業」実施(令和二年度内閣府沖縄総合事務局世界自然遺産登録に向けた受入環境整備に係る実証調査事業) -「アドベンチャーツーリズムにおけるコーディネーター人材育成プログラム」実施(令和二年度内閣府沖縄型産業中核人材育成事業)
2021年4月～	-「スルーガイド育成及びツアー造成事業」実施(令和三年度内閣府沖縄総合事務局地域の観光コンテンツを活用したアドベンチャーツーリズムのモデルツアー造成等事業) -「アドベンチャーツーリズムにおけるコーディネーター人材育成プログラム」実施(令和三年度内閣府沖縄型産業中核人材育成事業)
2021年5月	-「やんばる世界自然遺産を活用した SDGs 次世代教育ツアー企画ガイド育成事業」(地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業(1次選定))
2021年6月	-「令和3年版観光白書」に上述の「世界自然遺産登録に向けた受入環境整備に係る実証調査事業(沖縄)」取組概要が掲載
2021年9月	-「希少な野生生物と力強く知恵深い先人達の”奇跡の森”国頭村・地域活性化事業」(地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業(2次選定))

目指すこととしており、両事業ともコロナ禍でリアル開催が一部できなかつたが、オンラインを駆使しながら議論を進め、現在成果を取りまとめる段階にある。なお、本学地域構想研究所も連携団体として両事業に関わり、筆者が他事例の知見紹介、ワークショップや現場実踏時の助言、ガイド教材の作成等を行った。

事業に携わる中で感じたやんばる地域の AT ポテンシャルを列挙しておきたい。まず、①これまであまり観光が行われていないことである。これは観光業としての既得権益が小さいことから AT を行う上での軋轢が生じにくいことを意味する。また、②農林水産業が営まれており、新鮮な野菜、キノコ類、

ジビエ、魚介類等の地元産の食事の提供が可能である。付加的要素として泡盛も地元で生産されている。さらに、③希少動植物、亜熱帯照葉樹林、海域景観、国の重要無形民俗文化財に指定されている安田のシヌグ等、本土や都市部とは異なる独特の景観・自然環境や文化を有するため、海外からだけではなく、本土の AT 顧客層にも訴求力が大きい。最後に、④自然環境や文化財などの保全・再生事業が行われていることである。例えば希少種であるヤンバルクイナの保護のための各種保全・再生事業は重要な AT コンテンツとなる。

今後の更なるやんばる地域における AT 実装に向けた視点や課題も挙げておく。まず、AT の有する理念や AT が目指すところ、加えて、そもそもなぜ AT をやるのかを地域で共有することである。この部分がある程度地域内で議論・共有されていないと点の取組にしかならず、地域ぐるみの AT 社会実装が困難となり、広域周遊の議論もおぼつかない。

次に、観光客数を目標としないことである。オーバーツーリズムとなったシンガポールやバルセロナでは観光客数を目標とすることをやめた。今後の AT の概念に沿う KPI としては、地域に落ちる消費額、自然文化の再生状況、住民の幸福度、ツーリストの満足度・再訪意向などが挙げられる。

次に AT を手段としてどのようなやんばる地域でありたいのか地域主導でボトムアップの観光ビジョンの策定が必要であるということである。行政計画は危機や課題に始まり、フォアキャストの視点で具体的施策を記載することが多い。ここでいう地域主導でボトムアップの観光ビジョンとはもちろん行政の関与やオーソリティも必要であるが、未来志向のビジョンを地域の多様な主体の熟議を通じて設置し、バックキャストの視点で具体的な取組を記載することを意味する。観光ビジョン策定の対象エリアは市町村単位だけではなく、必要に応じて複数の市町村にまたがる広域エリアでの策定も検討する。加えて、とにかく誰でもいいからたくさん観光客に来て欲しい、ではなく、上記の観光ビジョンを実現するために、「こんな人に来てほしい」と対外的に発信する必要がある。AT は高付加価値観光の一形態とも言えるが、お金を持っている富裕層なら地域は誰でも歓迎なのか。少なくとも「地域の自然、文

化、コミュニティを尊重し、地域の有する価値を認め、そのポテンシャルに共感してくれる人」に来て欲しいはずだ。

次に、利用のゾーニングや利用方法を明確にする必要があるということである。例えば、人の立ち入りを一切排し、厳正に自然環境を保護するエリア、AT による利用など1日当たりや1パーティ当たりの上限人数等のルール設定の下に少人数の立ち入りが認められるエリア、マストツーリズムに対応するエリアといった3つくらいの利用のゾーニングを描く必要がある。これは生業が関係するため、観光業者などの利害関係者はもちろんのこと、広く地域の多様な主体の参画による議論が求められる。できれば自主ルールが望ましいが必要に応じて法令による規制を検討する。

次に現場のスポットガイドの育成はもちろんだが、スポットガイド同士を繋ぐ、全体の AT ツアーを企画するなど、いわゆる AT コーディネーターの育成が急務であるということである。手法としては行政の支援も得ながら研修会を開催し、一点集中で人材育成し、各地のネットワーキングによりノウハウを広域に展開するアプローチが考えられる。

最後に、観光と自然保護が連動した基金にする必要があるということである。宿泊税が各地で議論されつつあるが、観光関係の基金や、寄附によるヤンバルクイナの希少種保全のための基金がバラバラではなく、両者一体、あるいは両者が連携しながら運用していくことが重要である。地域の環境、社会、経済の持続可能性を考えると、このような基金を通じて、観光が進めば進むほど自然保護が進むという好循環を目指すべきである。また、自然や文化などの観光資本はタダでは守れないし、再生できない。必要に応じて利用者負担として入域料の検討も必要となる。

以上、6点を挙げたが、これは何もやんばる地域に限った話ではなく、他地域における AT 実装に向けた視点や課題と共通項も多い。いずれにしても地域の主体性や熱意の下に実装を繰り返しながら AT コンテンツだけではなく、地域全体の環境、社会、経済の質を高めていく好循環モデルの実現が持続可能な地域創生につながっていく。

今後の沖縄における AT の社会実装であるが、現

在のモデル地域は上述したように沖縄島が中心ではあるが、AT はロングステイを基本とすることから、より広域の視点も必要である。このため、沖縄島以外にも慶良間諸島、宮古諸島、八重山諸島などの沖縄県内の離島をはじめ、今回の奄美・沖縄の世界自然遺産を機に、沖縄と奄美群島との連携や、奄美群島と屋久島の連携など、広く南西諸島における AT の緩やかなネットワーキングにより、コースの開発や人材育成、情報共有なども今後図っていききたいと考えている。

4. 自然保護と観光の新しい関係性の構築に向けて

特に戦後の高度経済成長以降、道路等の観光インフラの整備により自然が破壊され、自然保護を進めようとするれば観光開発ができないと関係者の不満が噴出し自然保護が進まないなど自然保護と観光は常に二項対立の関係にあった。その後、1990年頃から自然保護と持続可能な観光振興を両立するエコツーリズムの動きが屋久島などで見られるようになった。1990年頃といえば、国際的には92年の地球サミット開催、国内では92年の世界遺産条約締結や種の保存法制定、93年の屋久島、白神山地の世界自然遺産登録や環境基本法制定、94年の環境基本計画策定、95年の生物多様性国家戦略策定など、我が国の環境政策や自然保護制度が大きく前進した時期である。一方、経済は86年からのバブル景気、知床原生林伐採問題、87年の第四次全国総合開発計画閣議決定、総合保養地域整備法(リゾート法)制定、そして91年のバブル崩壊と、これまでの経済至上主義、消費型の大量送客観光の行き詰まりの時期でもあり、自然保護と観光を両立させるエコツーリズムは時代的にも社会的にも必然の流れであったとも言える。

その後の観光政策としては、2008年に観光庁が設置され、2013年に訪日外国人旅行客数が1,000万人を突破し、2016年には政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、訪日外国人旅行客数が2,000万人を突破した。また、国立公園の魅力向上や外国人観光客数の倍増を目指す国立公園満喫プロジェクトが開始された。その後、2018年には訪日外

国人旅行客数が3,000万人を突破し、地域への経済効果を含めてポジティブな効果もあったが、いわゆる観光公害などネガティブな側面も顕在化した。上述したように沖縄はオーバーツーリズムの状況となり、また、世界遺産登録前の奄美大島の瀬戸内町ではクルーズ船の受け入れにあたって地域の自然保護か観光かの二項対立が起こり、最終的には受け入れ計画は撤回された。特に自然環境に恵まれた地域は環境やインフラのキャパシティが限られており、大量送客による消費型の観光形態では地域の環境、社会、経済を持続可能な形で守り、育てていくことが難しいことは明らかである。本稿のまとめとして、我が国の今後の新しい観光の方向性を以下の通り提案したい。

「自然を活用した高付加価値、新しい価値」をキーワードに、今後の新しい観光を手段として、ユーザーの「健康、幸せ、ビジネス」のニーズが満たされ、受け入れ地域にとっても「観光公害は発生せず」、「自然・文化が保護・再生」され、「経済効果も高く、雇用が創出、コミュニティが活性化」され、「環境、経済、社会が統合的に向上・発展」する状態を実現する（岩浅、2022）

日本経済はリーマンショックや東日本大震災などもあり、低成長の時代を迎え、失われた20年と言われて久しい。データで見ると、1993年のGDP総額が491兆円であるのに対し、約20年後の2014年のGDP総額は487兆円であり、総額はむしろ減少している。日本の総人口も減少時代に入り、都市への人口集中は加速している。データで見ると、1995年の総人口は1億2,557万人で、20年後の2015年は1億2,711万人となっているが、市区を除いた町村部の人口は2,756万人から1,096万人とこの20年で約6割も減少している。町村部は自然に恵まれた地域が多く、今こそ自然を活用して地域社会と地域経済の活性化を図り、結果として自然を守る、「自然活用地域創生」を進めていく必要がある。自然保護と観光の二

項対立を超えて相乗効果を発揮させ、地域創生にもつながる概念として今回はエコツーリズムとも共通点の多いATに着目し、ATの概念や沖縄における取組について紹介し、考察を加えた。自然保護や地域創生を加速させるためのツールとしてのATの概念の普及や社会実装が求められる。ATを従来の観光業の世界に押し込めるのではなく、農業、観光の高付加価値化、グリーンとデジタルを横割りの概念として使い、シナジーを起こす、新たな産業創出の視点で、ATを「自然活用地域創生」の一つのソリューションとして位置づけたい。

今年2022年は世界遺産条約締結から20年、沖縄の本土復帰50年、来年2023年は屋久島の世界自然遺産登録から20年、奄美の本土復帰70年のビッグイヤーが続く。当研究所としても引き続き、自然活用地域創生の社会実装を地域と一緒に進めたい。

最後に、本原稿をまとめるにあたり、資料のご提供やご助言等をいただいた、ATTA アジアアンバサダーの國谷裕紀氏、NPO 法人どうぶつたちの病院沖縄理事長で獣医師の長嶺隆氏、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの酒井達也氏、世界自然遺産推進共同企業体事務局兼日本トランスオーシャン航空株式会社の金城智子氏、一般財団法人自然公園財団の斎藤直樹氏、株式会社 Mh 沖縄の中野美佐子氏、内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室長の齋藤洋一郎氏、沖縄県環境部世界自然遺産推進室の太田真文氏に厚く御礼を申し上げます。

さらに、現在やんばる地域においてATの社会実装にご尽力されている国頭村観光協会長の比嘉明男氏、株式会社カヌチャベリゾート代表取締役社長の白石武博氏、そして沖縄でATを本格的に政策化し、ATの概念を活用して観光と環境の統合により沖縄観光を高付加価値なものにしていこうと一緒に奔走した現観光庁の三宅亮氏をはじめ、お世話になった全ての方々に感謝を申し上げます。

参考文献

- 1) 地域人第73号（特集奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島世界自然遺産の保全と地域の活性化）（大正大学地域構想研究所）
- 2) アドベンチャートラベル大全（やまごころボックス）
- 3) 当山昌直（2015）第3節 島に生きる． pp. 39-51． 沖縄県教育庁文化財課史料編集班編， 沖縄県史各論編1 自然環境． 沖縄県教育委員会．
- 4) 小野寺浩（2017）自然環境、環境研究 No. 182号